

入間市空家等対策協議会条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） 第8条第1項の規定に基づき、入間市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） 第7条第1項の規定に基づき、入間市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) 略</p>

入間市空家等の適正管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>（公表）</p> <p>第7条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由もなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（公表）</p> <p>第7条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由もなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>